

新型コロナウイルス対策に伴う外出・外泊・面会制限の自粛について

ご利用者・ご家族の皆様には、法人の新型コロナウイルス対策に伴う外出・外泊・面会制限の自粛にご協力をいただき心より感謝申し上げます。政府は 27 日、新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言に北海道や愛知など 8 道県を追加し、宣言は計 21 都道府県となりました。宣言に準じる「まん延防止等重点措置」は 4 県を加え、期間は現在発令中の宣言にあわせて 9 月 12 日までとなり、北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島 の 8 道県を重点措置から宣言に切り替え、重点措置に高知、佐賀、長崎、宮崎の 4 県を含めました。宣言は 21 都道府県、重点措置は 12 県となり、47 都道府県のうち 33 都道府県が宣言か重点措置の何れかの対象となりました。

ご家族の皆様も帰省等や外出も自粛され、先の見えない状況に毎日ストレスを感じられていると思います。

ワクチン接種については、接種のご承諾を頂いたご利用者全員と接種を希望する職員全員が 8 月 22 日（日）をもって完了しました。副反応については、ご利用者・職員とも数名が発熱や倦怠感等がありましたが、現状では落ち着いております。毎週 PCR 検査を全職員対象に実施し、全員の陰性を確認しております。

ご利用者の安全と健康を守ることを一番に考え、自粛継続を 8 月末から 10 月中旬まで、下記のとおり継続させていただきます。制限が多くご不便をおかけしますが、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。但し、今後感染拡大など、情勢に変化があった場合、解除・緩和や自粛強化の要請をさせていただく場合もございますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 緊急事態宣言時の対応に戻す目安

政府、東京都の基準を参考に、法人独自の警戒基準を「観察レベル」はなくし、3 段階レベルとし、速やかに強力な対応をできるようにします。現状の状態は、「注意レベル」の警戒としておりますが、**3 日間 1000 人以上の陽性者数が継続した場合は「危険レベル」として対策を強化します。**

2. 継続実施事項（※期間を定めず、当面の間とします）

- 1) 検温実施（職員：自宅・出勤時）
- 2) 換気実施（9 時、11 時、13 時、15 時、17 時 その他必要に応じて）
- 3) 三密禁止継続
- 4) 予防：マスク着用（職員：園内・園外 ご利用者：他事業所への通所、外出・外泊）
※ 帰園時には、玄関でマスクを廃棄
- 5) 衛生：手洗い・消毒・うがい
- 6) その他必要に応じ実施項目を追加します。

* 全ての実施事項について 期間：当面の間中止判断は法人四役以上で行います。

3. 基本的対応の継続

自身の身の安全を保守する観点より

①密接箇所は、避ける ② 1 m 以上間隔あける ③ マスク装着 ④ 消毒 を継続します。

1) 10 月中旬までの対応

①通勤：公共機関利用（電車・バス・タクシー）

ご利用者の作業等への通所は、9 月 12 日（※ 感染状況によっては延長もあり）までは自粛をお願いしております。解除後は職員による法人所有車での送迎や勤務時間を短くして安全な時間での通勤を検

討します。他法人送迎車による通所は、感染状況を判断しながら、通所されています。
公共交通機関を利用する職員については、車内が空いている時間を工夫して出勤しておりますが、危険レベルとなった場合は新たな対策を講じます。自転車・自動車の利用可能な職員は、通勤方法の切替を図っています。

②ご利用者単独の外出：特別な事情を除き自粛 ※事前に施設長の了解を得てください。

*外出中の外食は自粛。・公共機関利用（電車・バス・タクシー）の使用は、許可できません。

③面会は10月中旬まで、自粛をお願いします。特別な理由がある場合、施設長判断で実施する場合があります。*自粛要請前の対応（以下に記載）面会時は以下のことをご了承ください。面会者が事前検温37℃以上ある場合は面会を中止しますので、ご了承ください。

尚、スマホやPCを使った面会を希望されるご家族は、ZOOMでの面会は可能です。通信機器（タブレット ipad）が必要なご家族は、1週間限定でお貸します。送料は法人が負担します。

10月中旬まで、余程の事情がない限り、自粛いただくことのご理解の程宜しく申し上げます。

以下は、特別な事情での面会時に限る注意事項です。

到着時 消毒・検温・マスク交換（玄関の外に設置してあるマスク入れに外部で使用したマスクを捨てて、施設内で新しいマスクを受取り装着してください）

※共通注意事項 ・1m以上間隔をあける。（感染防止ビニールカーテン・テーブル・パーテーション等設置）

・換気をする ・三密を避ける ・熱中症に注意する ・飲食禁止 ・複数人の面会は原則禁止。

※面会をご希望の方は面会場所確保のため、必ず事前にご連絡下さい。*複数人で来園許可は、施設長判断となります。

④受診 *医療機関の指示を仰ぎながら柔軟に対応

・ご家族による処方のみ受診 当面の間、継続とします。特別な事情がある場合は、各施設長が個別に判断します。

・職員同行（職員2名体制 生活支援部1名、他部署1名）車輦で待機を考慮

⑤定期健診 ※医療機関の指示を仰ぎながら、感染症対策を行い実施継続

・職員同行（職員2名体制 生活支援部1名、他部署1名）車輦で待機を考慮

2) 8月30日（月）以降の自粛について

①外泊 10月中旬までは自粛をお願いします。特別な事情がある場合、施設長にご相談ください
特別な事情の外泊について原則1泊2日 感染症対策を十分に行っていただき、外泊中に発熱等があった場合、原因が判明するまで、感染予防の観点から曙光園・アゼリアへの受け入れが出来ない可能性があります。ご理解のほど宜しく申し上げます。※7/7発の同封別紙参照

②短期入所 原則中止します。緊急時やむを得ない事情がある場合は個別に四役以上で判断します。

③新規利用者見学 受入制限継続

※法人職員の関係各所の調査訪問は、宣言解除時点からマスク装着・消毒液携帯で再開

④曙光園外出行事 10月中旬までは中止します。

⑤訪問リハビリ 当面の間、自粛とします。

⑥移動支援 当面の間、自粛とします。

⑦外部講師 「音であそぼう」「ワークショップ」はリモートで継続します。

⑧市内作業所のクッキー販売 作業所から買い取り、曙光園内で職員の販売代行で継続します。

※ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

法人本部事務局(岸部 安里) 042-313-4911 曙光園(小野寺) 042-345-2811

アゼリア(鎌田) 042-313-6788